

議案第140号

福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

令和7年3月31日地方税法の一部が改正され、一部は同年4月1日から施行されることに伴い、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を定める必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡市市税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日次のように専決処分した。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第60条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の
もの 年額 2,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市市税条例第60条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎